

令和元年 7 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年 7 月 18 日（木） 13 時 30 分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席 1 鷗沼 久江 委員 議席 2 欠 席 委員 議席 3 大橋 利一 委員

議席 4 欠 席 委員 議席 5 吉田 晴男 委員 議席 6 欠 席 委員

議席 7 澤上 榮 委員 議席 8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員 吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主 査（併任） 大和田 千歳

副主査（併任） 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会 7 月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、ご苦労さまでございます。昨年 7 月に開催されました双葉町農業委員会・双葉町農地利用最適化推進委員会は今月で満一年を経過し、残る任期があと二年となったわけであり、現在このような状況下では、わたくしをはじめ皆様全員が本来の委員活動が何一つできなく、どこかもどかしい時間ばかりが過ぎることが否めないところであります。しかし、それはそれとして現在、私達に与えられた任務を全うすることがその役目と考えます。どうか今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。今年の夏の天気は現在のところ大変な日照不足が続いており、すでに野菜、果物などにその影響が出ております。このままですと米にも影響が出る恐れがあり日本全体が心配の種となりつつあります。天気の回復を心から祈るばかりであります。以上です。

## 8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひします。

◆議長（泉田会長）

議事に入る前に、高木委員、木幡委員、西尾委員、高田農地利用推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は、5名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年7月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には3番 大橋 利一 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

この議案に関する資料は4ページから46ページとなっております。双葉町中野字宮ノ脇字渋江地内の8筆の農地でございます。地目は田で、面積が1046.2平方メートルです。こちらに関して、中野の産業団地が造られておりますが、その調整池から渋江川の排水路に接続します。その水路を作るために農地を一部、仮設道路、資材置場として使いたいということでの一時転用となります。工事期間に関しては許可された日から令和2年2月28日までの7か月になります。地権者、譲渡人が3名となり、譲受人は田中前田復旧復興工事共同

企業体となります。敷地の境界には土嚢を設置し、土砂の流出を防ぎます。最終的には現状を農地に回復いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委員から報告願います。

○大橋委員

報告させていただきます。議案第1号につきまして、7月9日に事務局と現地を確認いたしました。申請の通り周辺の農地に影響がないように対応するということで、現地を確認した結果支障はないと判断します。

以上報告します。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○澤上委員

この水路は中野工業団地全体から流れてくる排水路ですか。

○志賀事務局長

はい。水路を利用して調整池に集まった排水を渋江川に放流し、前田川に合流させるための水路です。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料47ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

譲受人は大和エネルギー株式会社、譲渡人は××××氏です。

内容につきましては、双葉町大字渋川字西カノ××番地、××番地 地目は畑 計1,306平方メートルの一時転用になります。

転用の目的は、太陽光発電事業、浪江の谷津田地区から農道上羽鳥・寺沢線を通り、渋川に設置される分岐所まで自営線を引くこととなります。地中に埋設しますので、その際に出た土の一時仮置場として使用します。一時、その畑に仮置きをするようになります。転用行為の妨げになる権利ですが、こちらの2筆に関しては福島さくら農業組合にて抵当権が設定されていますので外すことが望ましいのですが一時転用の場合、抵当権者から了承を得れば転用可能ということですので福島さくら農業協同組合から了解を得ています。現在は農地に物が置いてあり、現地調査を行った際に調査員からも物の処置についての質問がありました。業者に確認したところ××番地にある瓦等の物については北側の同所有者宅地も借りているのでそちらに移動するとのこと。××番地には小屋がありますがこちらは壊しません。支障となるものは北側宅地に移動するとのこと。発生した残土については埋戻土に再利用し、残りの土については一時仮置きします。工事完了後に仮置きした土を移動し、最終的には農地に戻すということになります。仮置きした残土については、飛散しないよう土木シートで覆います。こちらの権利は使用貸借となります。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委員から報告願います。

○大橋委員

報告させていただきます。議案第2号に関しまして事務局とともに現地を確認いたしました。先ほど事務局から説明がありましてとおり物が置いてあるということですが、説明のとおり地権者の責任で片づけるということですので問題ないと思います。また周辺につきましても支障はないと思います。以上のとおり報告させていただきます。

議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○渡部委員

45番地は写真を見ると南側の山になっている部分の下は川だと思うのですが、今後大雨などの時にそこに土砂が流出することは大丈夫ですか。

○志賀事務局長

ここには一段下がって堤防があります。河川の堤防の所に側溝があり、この部分の水は側溝に流れます。図面上の河川側に堰堤ということで、土嚢を重ねて畦畔のように積みますので水は下にはいきませんので土砂もここで止めます。最終的に水は側溝に流していきます。ただし、イノシシ等の被害で土手を崩される被害はありますので、側溝の管理は請け負った業者が管理していただくお話ししております。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長 (泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料90ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

資料91ページでございます。譲受人として浪江谷津田復興ソーラー合同会社、譲渡人が××××氏となっております。双葉町大字石熊字節辺迫××番××、他1筆 地目は畑で面積は計2,860平方メートルとなります。約3年残土の仮置きをするという一時転用となります。渋川の仮置き場から出た残土を一時的に保管するということとなります。工事は令和2年で完了となりますが残土の最終処分地が決まっていますので、今後処分地を決めていただいて残土を運んでほしいとお話をしました。この土地の権利の設定、種類に関しては地上権を設定しております。地上権を設定する理由としてはメガソーラー事業を実施するにあたり、プロジェクトファイナンスの形式となっているため返済原資はプロジェクトからのキャッシュフローのみとなるためです。県の指示により理由書を添付いたしました。この土地は3年間、残土を置くということで、周辺に支障を及ぼさないための措置として飛散しないよう土木シートで覆います。また、土砂の流出等の災害を防止するための措置として、土地境界に堰堤を設置し、側溝への土砂の流出を防ぎます。また、敷地内の雨水は既設側溝に流します。今後3年間ということですので町としても管理について協議していきます。終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。

◆議長 (泉田会長)

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委員から報告願います。

○大橋委員

報告させていただきます。議案第3号に関しまして7月9日に事務局とともに現地を確認いたしました。排水溝の土砂を撤去し、今後、施設の管理をするということでしたので支障ないと考えます。以上報告いたします。

◆議長 (泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長 (泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第 3 号の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

(1) 令和元年8月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について事務局より報告

(1) 双葉渋川分岐所整備事業に伴う地上権設定について

(2) その他

なし

閉会時間 14時7分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長..... 泉田 健一 ..... ⑩

議事録署名人..... 澤上 榮 ..... ⑩

議事録署名人..... 大橋 利一 ..... ⑩